

朝日Nvest グローバル バリューストック オープン

追加型投信／海外／株式

愛称:

Avest-E

エーベスト・イー



朝日ライフ アセットマネジメント

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う朝日Nvest グローバル バリューストックの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成22年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成22年6月16日にその効力が生じております。
2. 当ファンドは、主に海外の株式を実質的な投資対象としますので、組入れた株式の価格の下落や、組入れた株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
3. 当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
4. 信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。
5. 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

目 次

ファンドの詳細情報	1
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	2
1 資産管理等の概要	2
2 受益者の権利等	5
第4 ファンドの経理状況	6
1 財務諸表	9
2 ファンドの現況	20
第5 設定及び解約の実績	20

ファンドの詳細情報

第1 ファンドの沿革

平成12年3月24日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所が休場日の場合には、取得申込みの受付けは行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注：販売会社によっては午後3時より前に受付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。

お申込み価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。取得申込みには、お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等が別に加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%^注）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

注：ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といい、税率は合計で5%です。）をいいます。

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款^注」にしたがって契約を締結します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約^注を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。取得申込みの受付けが中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとします。

2 換金（解約）手続等

<解約請求について>

解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時[※]までとし、当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所が休場日の場合には、当該解約請求の受け付けは行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注：販売会社によっては午後3時より前に受け付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

ご解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.3%）を差し引いた額です。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。

税金については、交付目論見書の「ファンド情報 1.ファンドの状況 6.手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご覧ください。

ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取り消すことがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して計算します。

基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

「朝日Nvest バリュース型外国株マザーファンド」 受益証券	移動平均法に基づき、基準価額により評価しています。
------------------------------------	---------------------------

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<参考> 「朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド」の主要投資対象およびその評価方法

株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社：朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス

<http://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル

0 1 2 0 - 2 8 3 1 0 4

(営業日の9:00~17:00)

(2) 保管

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3) 信託期間

信託期間は無期限です。

「(5)その他 信託の終了(償還)」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4) 計算期間

原則として、毎年3月17日から翌年3月16日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

信託の終了(償還)

- 1) 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が当初設定受益権口数の10分の1または10億口を下回るようになった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4) 委託会社は、3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1)の信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 3)から5)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3)の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の

変更4)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- 9) 受託会社はその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新たな受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4) 委託会社は、3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1)の信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、1)から5)までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎期決算後に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

関係法人との契約の更改

- 1) 委託会社と受託会社との間の信託契約は無期限です。ただし、「信託の終了(償還)」に該当することとなった場合には解約されます。
- 2) 委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。
- 3) 委託会社と投資顧問会社との間の運用委託契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および投資顧問会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受託会社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することがあります。その場合には、信託財産の管理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から5営業日目まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日（以下「償還日」といいます。）後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から5営業日目まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合は、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。詳細は、「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第9期計算期間(平成20年3月18日から平成21年3月16日まで)および第10期計算期間(平成21年3月17日から平成22年3月16日まで)について内閣府令第50号附則第2条第2項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第9期計算期間(平成20年3月18日から平成21年3月16日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第10期計算期間(平成21年3月17日から平成22年3月16日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成20年3月18日から平成21年3月16日まで)および第10期計算期間(平成21年3月17日から平成22年3月16日まで)の財務諸表について新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

独立監査人の監査報告書


平成21年5月21日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

杉山 正治 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

木村 修 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日 Nvest グローバル バリュース株オープンの平成20年3月18日から平成21年3月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日 Nvest グローバル バリュース株オープンの平成21年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書


平成22年5月20日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

杉山正治 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

木村 修 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日 Nvest グローバル バリュース株オープンの平成21年3月17日から平成22年3月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日 Nvest グローバル バリュース株オープンの平成22年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

朝日Nvest グローバル バリュース株オープン

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第9期 (平成21年 3月16日現在)	第10期 (平成22年 3月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	619,133,032	1,209,737,150
親投資信託受益証券	17,838,049,143	23,803,136,212
未収利息	1,017	1,988
流動資産合計	18,457,183,192	25,012,875,350
資産合計	18,457,183,192	25,012,875,350
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	820,522,854
未払解約金	10,903,435	17,150,361
未払受託者報酬	11,231,739	14,552,816
未払委託者報酬	190,939,613	247,397,855
その他未払費用	561,528	-
流動負債合計	213,636,315	1,099,623,886
負債合計	213,636,315	1,099,623,886
純資産の部		
元本等		
元本	32,675,643,695	27,350,761,802
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	14,432,096,818	3,437,510,338
(分配準備積立金)	179,353,413	-
元本等合計	18,243,546,877	23,913,251,464
純資産合計	18,243,546,877	23,913,251,464
負債純資産合計	18,457,183,192	25,012,875,350

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第9期 自平成20年 3月18日 至平成21年 3月16日	第10期 自平成21年 3月17日 至平成22年 3月16日
営業収益		
受取利息	1,816,636	380,045
有価証券売買等損益	14,601,726,243	11,765,087,069
その他収益	1,222,077	-
営業収益合計	14,598,687,530	11,765,467,114
営業費用		
受託者報酬	30,284,816	27,393,565
委託者報酬	514,841,975	465,690,516
その他費用	1,514,119	420,000
営業費用合計	546,640,910	493,504,081
営業利益	15,145,328,440	11,271,963,033
経常利益	15,145,328,440	11,271,963,033
当期純利益	15,145,328,440	11,271,963,033
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	398,642,357	2,595,138,893
期首剰余金又は期首欠損金()	1,027,448,863	14,432,096,818
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,990,372,452
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,990,372,452
剰余金減少額又は欠損金増加額	712,859,598	852,087,258
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	149,420,739	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	563,438,859	852,087,258
分配金	-	820,522,854
期末剰余金又は期末欠損金()	14,432,096,818	3,437,510,338

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自平成20年 3月18日 至平成21年 3月16日	第10期 自平成21年 3月17日 至平成22年 3月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額により評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 (平成21年3月16日現在)	第10期 (平成22年3月16日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		
期首元本額	30,506,462,564円	32,675,643,695円
期中追加設定元本額	6,457,044,016円	4,142,518,635円
期中一部解約元本額	4,287,862,885円	9,467,400,528円
2. 計算期間末日における受益権の総数	32,675,643,695口	27,350,761,802口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本を下回っており、その金額は14,432,096,818円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本を下回っており、その金額は3,437,510,338円であります。
4. 1単位(1万口)当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	5,583円 (0.5583円)	8,743円 (0.8743円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第9期 自平成20年3月18日 至平成21年3月16日	第10期 自平成21年3月17日 至平成22年3月16日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	170,166,436円 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。	153,657,917円 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。
2. 分配金の計算過程	計算期末における費用控除後の配当等収益(179,353,413円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(8,165,857,348円)および分配準備積立金(0円)より、分配可能額は8,345,210,761円(1万口当たり2,553円)でありましたが、今期は分配を行いませんでした。	計算期末における費用控除後の配当等収益(343,713,104円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(6,857,798,407円)および分配準備積立金(132,528,561円)より、分配可能額は7,334,040,072円(1万口当たり2,681円)であり、そのうち820,522,854円(1万口当たり300円)を分配金額としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第9期(自平成20年3月18日 至平成21年3月16日)

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	17,838,049,143	14,553,870,312
合計	17,838,049,143	14,553,870,312

第10期(自 平成21年 3月17日 至 平成22年 3月16日)

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	23,803,136,212	9,552,580,031
合計	23,803,136,212	9,552,580,031

(デリバティブ取引に関する注記)

第9期 自 平成20年 3月18日 至 平成21年 3月16日	第10期 自 平成21年 3月17日 至 平成22年 3月16日
デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 自 平成20年 3月18日 至 平成21年 3月16日	第10期 自 平成21年 3月17日 至 平成22年 3月16日
該当事項はありません。	同左

(4) 附属明細表

有価証券明細表

(株式)

該当事項はありません。

(株式以外の有価証券)

(平成22年 3月16日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド	8,558,892,601	23,803,136,212	-
合計		8,558,892,601	23,803,136,212	-

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて「朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド」の受益証券です。

なお、「朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド」の状況は以下のとおりです。

「朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成21年3月16日現在)	(平成22年3月16日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,239,553,374	242,420,443
コール・ローン	462,121,291	183,317,600
株式	25,575,431,703	35,510,835,251
派生商品評価勘定	9,514	-
未収入金	66,259,772	931,405,690
未収配当金	23,070,326	18,758,491
未収利息	759	301
流動資産合計	27,366,446,739	36,886,737,776
資産合計	27,366,446,739	36,886,737,776
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	198,303	-
未払金	233,271,080	1,077,664,504
流動負債合計	233,469,383	1,077,664,504
負債合計	233,469,383	1,077,664,504
純資産の部		
元本等		
元本	16,297,359,146	12,875,690,063
剰余金		
剰余金又は欠損金()	10,835,618,210	22,933,383,209
元本等合計	27,132,977,356	35,809,073,272
純資産合計	27,132,977,356	35,809,073,272
負債純資産合計	27,366,446,739	36,886,737,776

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年 3月18日 至 平成21年 3月16日	自 平成21年 3月17日 至 平成22年 3月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の金融商品取引所又は店頭市場における計算期間末日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>株式</p> <p>同左</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、わが国における有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引</p> <p>同左</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合は当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>	<p>受取配当金</p> <p>同左</p> <p>有価証券売買等損益及び為替差損益 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年 3月16日現在)	(平成22年 3月16日現在)
1. 有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		
期首元本額	16,130,404,976円	16,297,359,146円
期中追加設定元本額	777,851,086円	237,430,645円
期中一部解約元本額	610,896,916円	3,659,099,728円
2. 元本の内訳		
朝日Nvest グローバル バリュース株オープン	10,714,186,524円	8,558,892,601円
ALAMCO 年金グローバル バリュース株ファンド (適格機関投資家専用)	4,534,171,812円	4,085,697,718円
ALAMCO・ハリス 外国株ファンド(適格機関投資家転売制限付)	755,851,042円	228,517,542円
Avest-E 私募 2004 (適格機関投資家転売制限付)	293,149,768円	2,582,202円
3. 有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	16,297,359,146口	12,875,690,063口
4. 1単位(1万口)当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	16,649円 (1.6649円)	27,811円 (2.7811円)

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成20年 3月18日 至 平成21年 3月16日)

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	25,575,431,703	17,677,130,713
合計	25,575,431,703	17,677,130,713

(自 平成21年 3月17日 至 平成22年 3月16日)

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	35,510,835,251	11,389,673,963
合計	35,510,835,251	11,389,673,963

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

自 平成20年 3月18日 至 平成21年 3月16日	自 平成21年 3月17日 至 平成22年 3月16日
<p>1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、将来の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 当ファンドの利用している為替予約取引は、為替相場の変動に係るリスクがありますが、当リスクは限定的です。また、為替予約取引は相手先の決済不履行リスクがありますが、取引相手先は優良な相手先を選定しており、当リスクは低いと認識しております。</p> <p>5. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託しているハリス・アソシエイツ・エル・ピーにおいて運用計画書に従い執行を行い、朝日ライフ アセットマネジメントの管理部門がその執行・組入れ状況を審査しております。また、独立部門である考査部門が運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3. 取引の利用目的 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5. 取引に係るリスクの管理体制 同左</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

取引の時価等に関する事項
通貨関連

種類	(平成21年 3月16日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建				
ユーロ	27,361,966	-	27,327,856	34,110
スイスフラン	66,263,918	-	66,099,725	164,193
売建				
米ドル	93,625,884	-	93,616,370	9,514
合計	187,251,768	-	187,043,951	188,789

(平成22年 3月16日現在)
期末残高がないため、該当事項はありません。

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成20年 3月18日 至 平成21年 3月16日	自 平成21年 3月17日 至 平成22年 3月16日
該当事項はありません。	同左

(3) 附属明細表
 有価証券明細表
 (株式)

(平成22年3月16日現在)

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	APACHE CORP	93,900	104.32	9,795,648.00	
		INTL FLAVORS & FRAGRANCES	191,700	44.99	8,624,583.00	
		ITT CORP	102,500	52.82	5,414,050.00	
		ROCKWELL COLLINS INC.	192,500	60.30	11,607,750.00	
		SNAP-ON INC	433,300	43.17	18,705,561.00	
		EQUIFAX INC	250,800	33.75	8,464,500.00	
		UNION PACIFIC CORP	180,000	72.91	13,123,800.00	
		DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	67,500	32.39	2,186,325.00	
		DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	300,500	28.65	8,609,325.00	
		LIVE NATION ENTERTAINMENT INC	705,400	13.60	9,593,440.00	
		FOMENTO ECONOMICO MEX-SP ADR	176,000	46.17	8,125,920.00	
		SARA LEE CORP	427,000	13.91	5,939,570.00	
		COVIDIEN PLC	244,300	50.55	12,349,365.00	
		LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	230,900	74.67	17,241,303.00	
		ORACLE CORP	723,000	25.28	18,277,440.00	
		TYCO ELECTRONICS LTD	391,700	26.53	10,391,801.00	
		APPLIED MATERIALS	477,300	12.23	5,837,379.00	
		INTEL CORP	675,000	21.18	14,296,500.00	
計		銘柄数 :	18		188,584,260.00	
					(17,019,729,465)	
		組入時価比率 :	47.5%		48.0%	
ユーロ		SYMRISE AG	87,500	16.64	1,456,437.50	
		RHEINMETALL AG	163,100	48.95	7,984,560.50	
		BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	220,500	32.64	7,197,120.00	
		DAIMLER AG-REG	325,300	33.33	10,842,249.00	
		BULGARI	1,210,000	6.27	7,586,700.00	
		T.F.1 -TELEVISION FRANCAISE	967,800	12.00	11,613,600.00	
		BANK OF IRELAND	2,268,400	1.21	2,744,764.00	
		MLP AG	1,323,700	7.07	9,359,882.70	
		SAP AG	298,000	33.44	9,965,120.00	
		NEOPOST SA	155,900	57.72	8,998,548.00	
計		銘柄数 :	10		77,748,981.70	
					(9,589,559,402)	
		組入時価比率 :	26.8%		27.0%	
英ポンド		DIAGEO PLC	582,100	10.95	6,373,995.00	
計		銘柄数 :	1		6,373,995.00	
					(865,970,960)	
		組入時価比率 :	2.4%		2.4%	
スイスフラン		GIVAUDAN-REG	4,200	890.00	3,738,000.00	
		ADECCO SA-REG	217,600	57.05	12,414,080.00	

	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	413,000	40.55	16,747,150.00
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	330,900	52.50	17,372,250.00
	JULIUS BAER GROUP LTD	554,600	36.52	20,253,992.00
	UBS AG-REG	887,000	16.36	14,511,320.00
計	銘柄数：	6		85,036,792.00 (7,226,426,584)
	組入時価比率：	20.2%		20.3%
スウェーデンクローナ	ASSA ABLOY AB-B	445,000	143.40	63,813,000.00
計	銘柄数：	1		63,813,000.00 (809,148,840)
	組入時価比率：	2.3%		2.3%
合計				35,510,835,251 (35,510,835,251)

(注)種類別通貨計の()内は、邦貨換算金額であります。

(注)合計金額欄は、邦貨換算金額であります。

(注)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額(邦貨換算金額)の割合、および、合計金額に対する評価額(邦貨換算金額)の割合であります。

(株式以外の有価証券)
該当事項はありません。

(外貨建有価証券の内訳)

(平成22年3月16日現在)

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	総合計金額に 対する比率
米ドル	株式18銘柄	100.0%	48.0%
ユーロ	株式10銘柄	100.0%	27.0%
英ポンド	株式1銘柄	100.0%	2.4%
スイスフラン	株式6銘柄	100.0%	20.3%
スウェーデンクローナ	株式1銘柄	100.0%	2.3%

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
当表に記載すべき内容は、「注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項」にて開示しておりますので、記載を省略しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成22年4月30日

資産総額	24,360,472,393 円
負債総額	104,393,324 円
純資産総額 (-)	24,256,079,069 円
発行済数量	25,218,197,999 口
1口当たり純資産額 (/)	0.9618 円
(1万口当たり純資産額)	(9,618 円)

<参考> マザーファンドの現況

平成22年4月30日

資産総額	38,383,594,651 円
負債総額	0 円
純資産総額 (-)	38,383,594,651 円
発行済数量	12,489,811,267 口
1口当たり純資産額 (/)	3.0732 円
(1万口当たり純資産額)	(30,732 円)

第5 設定及び解約の実績

	期 間	設 定 数 量 (口)	解 約 数 量 (口)
第 1 計算期間	自 平成 12 年 3 月 24 日 至 平成 13 年 3 月 16 日	5,186,167,575	143,986,483
第 2 計算期間	自 平成 13 年 3 月 17 日 至 平成 14 年 3 月 18 日	1,637,706,322	715,535,564
第 3 計算期間	自 平成 14 年 3 月 19 日 至 平成 15 年 3 月 17 日	912,853,277	191,363,406
第 4 計算期間	自 平成 15 年 3 月 18 日 至 平成 16 年 3 月 16 日	312,191,516	457,274,849
第 5 計算期間	自 平成 16 年 3 月 17 日 至 平成 17 年 3 月 16 日	2,367,888,111	456,945,409
第 6 計算期間	自 平成 17 年 3 月 17 日 至 平成 18 年 3 月 16 日	5,321,922,806	1,229,634,559
第 7 計算期間	自 平成 18 年 3 月 17 日 至 平成 19 年 3 月 16 日	10,779,692,911	2,476,571,371
第 8 計算期間	自 平成 19 年 3 月 17 日 至 平成 20 年 3 月 17 日	16,148,971,235	6,489,619,548
第 9 計算期間	自 平成 20 年 3 月 18 日 至 平成 21 年 3 月 16 日	6,457,044,016	4,287,862,885
第 10 計算期間	自 平成 21 年 3 月 17 日 至 平成 22 年 3 月 16 日	4,142,518,635	9,467,400,528

(注1) 日本国外における設定および解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定数量には、当初設定口数を含みます。



朝日ライフ アセットマネジメント